

2 計画に掲げた目標の達成状況の概要（その2）

施策1 虐待やいじめ等の防止と子どもの権利の保障

虐待やいじめがなく子どもの命が守られ、子ども一人一人が尊重されるなど子どもの権利が守られるように、相談体制の充実や相談機関の連携強化をはかるとともに、一人の人格を持った人間として子どもが尊重されるよう施策を進めます。

《成果指標の結果》

	現 状 (計画策定時)	目 標	結 果	評 価
* なごや子ども条例を知っている割合（大人）	43.7%	54%	38.4%	△
（子ども）	6.9%	17%	21.4%	◎
* 虐待防止に向け地域で子どもを見守っていると思う 市民の割合	25.0%	30%	33.4%	◎
* いじめられたりいじめを見たりした時、先生や保護者・ 友達に相談することができる子どもの割合	72.4%	83%	84.3%	◎

○なごや子ども条例を知っている割合（大人・子ども）

毎年、小学生を対象として条例の概要を掲載した冊子を配布したこともあり、子どもの認知度は大きく上昇し、目標を達成することができましたが、大人の認知度は計画策定時に比べ低下しています。より多くの市民になごや子ども条例を知っていただき、条例の理念や子どもの権利について正しく理解していただけるよう、様々な機会を捉えて啓発活動を実施していきます。

○虐待防止に向け地域で子どもを見守っていると思う市民の割合

平成25年4月に「名古屋市子どもを虐待から守る条例」を施行し、従来の11月に加え、5月も児童虐待防止推進月間と定め、各種イベントを行うなどにより児童虐待防止を啓発しました。目標を達成した一方で、子どもの虐待に関する相談・通報は年々増加していることから、子どもの虐待防止を目的とした啓発に多様な手法で取り組むとともに、子どもの虐待を社会全体で防ぐ体制の強化などの施策を進めていきます。

○いじめられたりいじめを見たりした時、先生や保護者・友達に相談することができる子どもの割合

スクールカウンセラーの配置等により、児童生徒のさまざまな心の問題に対応してきた結果、目標を達成することができました。平成 26 年度より中学校 11 校に「なごや子ども応援委員会」を設置し、校内での日常活動を通じた問題の早期発見、専門性や経験を活かした幅広い相談対応、家庭・地域・関係機関との連携強化、いじめなどの未然防止につながる取組みの支援を進めています。

《施策の展開別達成状況》

施策の展開	内容	計画に掲げた目標の達成状況
○ 子どもの権利を守り生かすことへの支援	子どもの権利を守り、子どもの主体的な社会参加などを促す施策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「児童相談所」、「ハートフレンドなごや」において、いじめや不登校などの子どもの問題に関する相談に必要なに応じて他の機関とも連携しながら適切に対応しました。また、平成 25 年度に新たに「子ども・若者総合相談センター」を開設するとともに、「子ども・若者支援地域協議会」を設置し、センターを核とする官民の支援機関によるネットワークを構築するなど、困難を抱える子ども・若者の自立に向けた支援体制の強化をはかりました。
○ 子どもを虐待から守るための支援	子どもの虐待防止の啓発、虐待を社会全体で防ぐ体制の強化、虐待のあった子どもや家庭への支援などの施策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 22 年度に西部児童相談所を開設し、児童相談所を 2 か所体制にしました。平成 23 年度には主査（警察官）の配置、平成 24 年度には緊急介入班の設置、平成 25 年度、26 年度には児童相談所に児童福祉司・児童心理司を増員するとともに、市内 8 区役所に児童相談所との兼務児童福祉司を配置するなど機能の強化を図りました。平成 26 年度には本市に必要な児童相談所の体制整備について調査を行い、児童虐待相談対応件数の増加に迅速かつ的確に対応するためのさらなる機能強化に努めています。 平成 23 年度から地域における児童虐待防止のための見守り支援者として、なごやすくすくボランティアの養成を開始し、年々増加する派遣依頼に対応し、地域の子育て支援に貢献しました。 このほか、平成 25 年 4 月に「名古屋市児童を虐待から守る条例」を施行し、従来の 11 月に加え、5 月も児童虐待防止推進月間と定め、各種イベントを行うことで児童虐待防止を PR しました。

施策の展開	内容	計画に掲げた目標の達成状況
○ 不登校・いじめ等の対策の推進	不登校やいじめなど問題を抱えた子どもの相談、支援などの施策を進めます。	●計画期間中に「スクールカウンセラー」を小学校 60 校及び全中学校・高等学校に配置し、児童生徒のさまざまな心の問題に対応しました。「子ども適応相談センターにおける不登校児への支援」では増加する通所者に対応するため、南区にサテライトスクールを開設しました。そのほか、「不登校対応支援講師の配置」、「ひきこもり・不登校対策事業」により不登校児童生徒対策を推進しました。平成 26 年度より中学校 11 校に「なごや子ども応援委員会」を設置し、「スクールカウンセラー」、「スクールソーシャルワーカー」、「スクールアドバイザー」、「スクールポリス」を配置し、校内での日常活動を通じた問題の早期発見、専門性や経験を活かした幅広い相談対応、家庭・地域・関係機関との連携強化、いじめなどの未然防止につながる取組みの支援を進めました。

施策2 子どもの育ちの支援

子どもが健康に育ち、豊かな人間性や社会性などを身につけ、自己肯定感をはぐくむことができるよう、家庭・地域・幼稚園・保育所や学校等がそれぞれ安全に安心して過ごせる居場所となり、さまざまな遊びや体験ができるよう施策を進めます。また、子どもの育ちの支援にあたっては、将来の社会的自立を念頭に置き、年齢に応じた支援を行えるよう配慮します。

さらに、ニートやひきこもりといった困難を抱えた若者への対応として、関係機関や地域などと連携し、支援することができる体制づくりに努めます。

《成果指標の結果》

	現 状 (計画策定時)	目 標	結 果	評 価
*安心して出産や子育てができる医療サービスに満足している保護者の割合	19.1%	24%	27.0%	◎
*地域などにおける奉仕活動や自主的な活動などに参加したことがある子どもの割合	73.6%	79%	79.2%	◎
*将来的な経済的自立を希望する若者の割合	75.5%	81%	64.1%	△
*社会的自立をするために必要な力を身につけている障害児の割合	58.5%	63%	58.6%	○

○安心して出産や子育てができる医療サービスに満足している保護者の割合

「子ども医療費の助成」における通院医療費の助成対象を中学3年生までに拡大したことや、西部医療センターの開設に伴い小児医療センター・周産期医療センターを設置し、医療体制の充実をはかるなどの施策を進めました。引き続き、子どもが健康に生活することができるよう医療体制の充実や医療費負担の軽減などの施策を進めます。

○地域などにおける奉仕活動や自主的な活動などに参加したことがある子どもの割合

児童館での活動を始め、「名古屋少年少女発明クラブの運営」などに取り組みました。平成25年度に行った調査では、子どものときに自然体験やスポーツ体験など多様な体験をしている若者の方が「自己肯定感」が高い傾向が見られます。子どもが日常生活のさまざまな場面で地域や世代を超えた交流を深め、多様な遊びや体験ができる環境を整備する施策を進めます。

○将来的な経済的自立を希望する若者の割合

就労に困難を抱える若者は依然として多く、相談内容も多様化していることから、目標を達成することができませんでしたが、「若年者自立支援事業」における、ニートなど就労困難な若者への電話相談をはじめ、個別カウンセリング、スキルアップ講座や居場所の提供を行うなど、引き続き自立に向け一人ひとりの状況に応じた支援を推進していきます。

○社会的自立をするために必要な力を身につけている障害児の割合

特別支援学級の設置や特別支援学校高等部における就労支援などにより、目標には達しなかったものの、計画策定時より結果を向上させることができました。「守山養護学校高等部への産業科の設置」において、平成 23 年 4 月に産業科を新設し、平成 26 年度において卒業生の一般就労率 100%を達成しています。また、障害児通所支援の支給決定者数は毎年度増加しており、より身近な地域で障害の早期発見、早期療育が可能となるよう、早期療育体制の充実をはかるとともに、障害児やその家族に対して個々の状況に応じたきめ細かい支援を進めます。

《施策の展開別達成状況》

施策の展開	内容	計画に掲げた目標の達成状況
○ 子どもの健康支援	子どもの健康づくり、医療費負担の軽減、医療体制の充実などの施策を進めます。	<p>● 「乳幼児健康診査」、「新生児乳児等訪問指導」、「保育所や学校における食育の推進」、「子ども医療費の助成」など、子どもの健康支援の事業を推進しました。「子ども医療費の助成」に関しては、平成 23 年 10 月に通院医療費の助成対象を拡大し、入通院ともに中学 3 年生までを対象としました。</p> <p>「任意予防接種にかかる費用助成事業」では平成 22 年度から順次費用助成の対象を拡大し、制度の充実をはかりました。</p> <p>「小児科救急医療体制の充実」、「成育医療の取組み」では、平成 23 年 5 月に開院した西部医療センターに小児医療センター・周産期医療センターを設置し、医療体制の充実をはかりました。</p>

施策の展開	内容	計画に掲げた目標の達成状況
<p>○ 豊かな人間性・創造性を備え、社会性を身につけるための支援</p>	<p>子どもの居場所づくり、学び・育ちの支援、さまざまな遊びや体験の推進、安全に過ごせる環境整備などの施策を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 25 年度に放課後子どもプランの名称を「トワイライトルーム」として創設し、平成 26 年度までに 24 校で実施しました。中高生を中心とした「青少年の居場所づくり」では、青少年交流プラザや分館、児童館において、順次、居場所として自由に使えるよう環境整備をはかることで、青少年が気軽に立ち寄り、より安心して過ごせるようになりました。 ●幼稚園・保育所の教育や保育の質の向上に努めました。また、小中学校では「少人数指導の推進」事業を進め、きめ細かな指導をするとともに、「学習指導支援講師の配置」により、基礎的な学習から発展的な学習まで、幅広い児童生徒に対する学習支援を実施しました。 ●「名古屋少年少女発明クラブの運営」では、科学館の新館オープンに伴い、各種ものづくり教室等の開催回数を増加したことや、平成 25 年度から「子ども航空宇宙教室」を開催したことにより、クラブ員は大幅に増加し、科学技術やものづくりなどの知的財産権に関心を持つ契機を与え、人材育成の場を提供することができました。また、「トワイライトスクール」を順次開設し、平成 25 年度には全校（「トワイライトルーム」を含む。）での実施を達成したほか、「児童館における子どもの育成」、「なごや東山の森づくり」など、さまざまな遊びや体験を提供する事業を推進しました。 ●「エコ・フレンドシップ事業などの推進」では、平成 22 年度に COP10 関連事業として「子ども COP10 あいち・なごや」を行いました。また、「なごやエコキッズの推進」、「なごやエコスクールの推進」など、環境についての学びを進める事業を推進しました。
<p>○ 若者の社会的自立への支援</p>	<p>若者が大人として自立できるような活動の支援や、キャリア教育の推進などの施策を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「青少年交流プラザ」では、青少年の社会との関わり方の度合いに応じて育成する「総合支援プログラム」に基づき、青少年自らの企画・運営による事業の実施や区民まつりなど地域活動への貢献などを促進することで青少年の主体性を高める取組みを行いました。また、「若年者自立支援事業」では、ニートなど就労困難な若者への電話相談をはじめ、個別カウンセリングやスキルアップ講座などのほか、新たに居場所の提供を行い、自立に向け一人ひとりの状況に応じた支援を行いました。

施策の展開	内容	計画に掲げた目標の達成状況
○ 特に支援を要する子どもの支援	保護を要する子ども、障害のある子ども、外国人の子どもなど特に支援を要する子どもの支援を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「児童養護施設などの入所児童のケアの充実」では、順次、心理療法職員配置施設を増やし、虐待やいじめを受けた子どもに対する心理療法の実施や、小規模グループでのよりきめ細かいケアを進めるとともに、児童養護施設等退所児童就労支援事業を実施し、児童の就労を支援しました。また、「里親委託の推進・里親への支援の充実」では、児童相談所に里親専任児童福祉司を、乳児院と児童養護施設1か所ずつに里親支援専門相談員を配置し、実施体制の強化に努め、認定及び登録里親数、委託児童数ともに増加しました。 ● 「障害児の放課後支援」では、利用者のニーズに見合った事業の推進を行い、放課後等デイサービスの実施か所数・延べ利用回数ともに増加しました。また、「守山養護学校高等部への産業科の設置」では、平成23年4月に産業科を新設し、平成26年度において卒業生の一般就労率100%を達成しました。 ● 学校や生活で必要な日本語の学習支援を行う教室としての重要な役割を担っている「子ども日本語教室」を継続して実施するとともに、「日本語指導講師の配置」の配置校数や「母語学習講師の配置」の配置人数を順次拡充しました。また、「日本語指導が必要な児童生徒の新しい受入システムの整備」では、平成23年度から新たに開設した日本語教育相談センターで初期日本語集中教室や日本語通級指導教室数を順次拡充しつつ実施しました。

施策3 子育て家庭の支援

保護者自身が子育てを楽しみ、子どもと十分に向き合い、子どもの育ちを支えていくことができるよう環境整備することにより、子育ての不安感・負担感や孤立感の軽減に努めます。

《成果指標》

	現 状 (計画策定時)	目 標	結 果	評 価
*子育てについて相談できる機関やサービスに満足している保護者の割合	10.2%	15%	13.2%	○
*子どもの数が理想より少ない理由として経済的な余裕がないとした保護者の割合	47.2%	42%	47.7%	△
*地域の人が子育てを温かく見守ってくれていると感じる保護者の割合	28.9%	34%	27.3%	△
*住宅、遊び場・公園整備などに満足している保護者の割合	14.2%	19%	15.0%	○

○子育てについて相談できる機関やサービスに満足している保護者の割合

計画策定時から上昇しましたが、目標を達成することはできませんでした。「子育て総合相談窓口」では相談件数が年々増加しており、地域の身近な相談窓口として、相談・育児支援を引き続き実施していくとともに、「共働きカップルのためのパパママ教室」及び「保健所における地域子育て活動の支援」の充実をはかるなど、様々な取組みを進めていきます。

○子どもの数が理想より少ない理由として経済的な余裕がないとした保護者の割合

計画策定時に比べ、結果が若干悪化したものの、平成25年度の調査において、子育てに経済的負担を感じる保護者の割合は56.5%で5年前より10.9%減少しており、経済的負担を軽減する施策の効果は一定程度認められます。子育ての経済的負担を軽減するため、「児童手当」を始め、「保育料負担の軽減」や「就学援助」などの施策を引き続き実施していきます。

○地域の人が子育てを温かく見守ってくれていると感じる保護者の割合

計画策定時に比べ、結果が若干悪化しました。「地域子育て支援センター事業」では実施か所数を毎年度拡充し、相談件数も毎年度増加しているほか、「なごやつどいの広場事業」も毎年度利用者が増加しています。引き続き、子育て中の保護者が地域の中で安心して子育てができるよう地域や事業者などの立場に応じた子育て支援や幼稚園・保育所による相談・支援などの施策を進めていきます。

○住宅、遊び場・公園整備などに満足している保護者の割合

計画策定時から上昇しましたが、目標を達成することはできませんでした。平成 25 年度に実施したグループインタビュー「名古屋の子育てを語ろう」では、「地下鉄の乗換えでベビーカーでの移動が大変」、「公園は多いが整備が不十分」などの意見が出ています。子育て家庭が安心して外出できる環境の整備や子育てしやすい住宅に関する施策などを進めていきます。

《施策の展開別達成状況》

施策の展開	内容	計画に掲げた目標の達成状況
○ 安心して子どもを生き、親として成長することへの支援	安心して親になるための支援、妊婦への支援や育児の不安等を解消し親として子育てを楽しむことができるための支援などの施策を進めます。	● 「パパママ教室」においては、「共働きカップルのためのパパママ教室」の開催回数を拡充して実施しました。「妊婦健康診査」では、国が望ましいとする検査項目の追加及び拡充に加え、検査時期の見直しや検査方法の変更を行い、検診内容の充実をはかりました。また、「保健所における地域子育て活動の支援」では、子育て教室を実施し、子育て家庭への支援を行いました。
○ 経済的負担の軽減	子育ての経済的負担を軽減するため、手当の給付や保育サービス等の費用の軽減などの施策を進めます。	● 「児童手当の支給」により、経済的支援を行いました。また、「保育料の多子軽減」や「保育料負担の軽減」、「就学援助」、「私立幼稚園授業料補助」、「市立高等学校入学料などの減免」などにより、保育や就学にかかる負担を軽減しました。

施策の展開	内容	計画に掲げた目標の達成状況
○ 社会全体での子育て支援	地域や事業者などの立場に応じた子育て支援や幼稚園・保育所による支援などの施策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「なごやつどいの広場事業」では利用者数が大幅に伸び、目標を達成することができましたが、「名古屋のびのび子育てサポート事業」では会員数が増えたものの、目標を達成するには至りませんでした。また、「私立幼稚園親と子の育ちの場支援事業への補助」、「市立幼稚園心の教育推進プランの実施」、「地域子育て支援センター事業」など地域での子育て支援の事業を推進しました。 ● 事業者と連携した支援として「なごや未来っ子応援制度（びよか）」や「親学推進協力企業制度」を推進しました。「なごや未来っ子応援制度（びよか）」では、カードの携帯電話画面表示サービスを開始し、利用促進に努めました。「親学推進協力企業制度」では毎年、順調に登録企業数が増加しました。
○ 子育てにやさしいまちづくり	子育てしやすい住宅に関する施策や、子育て家庭が安心して外出できる施策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「大家族世帯向け住宅入居募集の実施」、「定住促進住宅の子育て支援」などにより、子育てしやすい住宅に関する事業を推進しました。 ● 「コミュニティ道路の整備」や「道路のバリアフリーの推進」を実施しました。また「公共交通機関等におけるバリアフリーの推進」において、地下鉄では、多機能トイレ、地下鉄駅ホームから地上までエレベーターで移動できるルート並びにベビーベッドを全駅で整備し、安心して外出できるまちづくりを推進し、民間鉄道事業者については、鉄道駅舎のエレベーターやスロープの設置、視覚障害者誘導用ブロックの整備、多機能トイレの設置等を推進しました。

施策4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

事業者や働く人の意識を変えていくために、市民や企業への働きかけを進めるとともに、保育サービスの充実など仕事と子育ての両立支援を進めます。

《成果指標》

	現 状 (計画策定時)	目 標	結 果	評 価
*ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる 保護者の割合 (父親)	23.2%	28%	22.5%	△
(母親)	23.3%	28%	20.9%	△
(ひとり親)	17.5%	23%	15.5%	△
*保育サービスに満足している保護者の割合（一時保育）	63.6%	69%	70.5%	◎
(病児・病後児デイケア)	84.0%	89%	72.7%	△
(延長保育)	69.6%	75%	81.2%	◎
(休日保育)	50.0%	55%	75.9%	◎

○ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる保護者の割合（父親、母親、ひとり親）

すべての区分において計画策定時の指標から低下しました。平成25年度に行った調査では、「仕事を中心となっており、家庭生活の比重が高まるといい」と回答した父親の割合は37.0%で5年前から横ばいでした。また、ひとり親世帯に対して行った調査では、ワーク・ライフ・バランスで悩んでいることについて「仕事が忙しくて、家事等、家のことに手がまわらない」ことや、「精神的にゆとりがない」が高くなっています。これらのことから、引き続き、保護者が安心して、子育てと仕事を両立することができ、ゆとりを持って子育てできるよう子育て家庭の仕事と生活の調和を推進する施策を進めます。

○保育サービスに満足している保護者の割合（一時保育、病児・病後児デイケア、延長保育、休日保育）

「保育所待機児童解消の取組みの推進」を始め、多様な保育サービスの事業を推進した結果、病児・病後児デイケアを除き、目標を達成することができました。引き続き病児・病後児デイケア事業を始め、多様なニーズに対応する施策を進めます。

《施策の展開別達成状況》

施策の展開	内容	計画に掲げた目標の達成状況
○ 働き方の見直しに向けた取組みの推進	保護者が安心して、ゆとりを持って子育てできるように支え、子育て家庭の仕事と生活の調和を推進する施策を進めます。	●市民を対象とした働き方の見直し等についての講演会や事業者を対象としたワーク・ライフ・バランスの企業内研修などの実施、「女性の活躍推進企業認定・表彰制度」、「子育て支援企業認定・表彰制度」などの実施により、子育て家庭の仕事と生活の調和を推進しました。
○ 多様な働き方に対応した保育サービスの提供	仕事と子育てを両立できるよう多様な保育サービス施策を進めます。	●「保育所待機児童解消の取組みの推進」により、保育サービス提供量を大幅に拡大し、平成26年及び平成27年の2年連続で4月1日現在における国の定義に基づく待機児童数を0人にすることができました。今後も利用申込者数の増加が見込まれるため、引き続き、保育サービス提供量の拡大に取り組んでいく必要があります。また、「延長保育事業」、「病児・病後児デイケア事業」の拡充のほか、「一時保育事業」では、平成24年度に「リフレッシュ預かり保育事業」を、平成25年度に「24時間緊急一時保育モデル事業」を新たに実施し、多様な保育サービスの事業を推進しました。
○ ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭等自立支援計画に基づき、ひとり親家庭が仕事と生活(子育て)のバランスがとれた生活を送るための総合的な支援を進めます。	●ひとり親家庭が仕事と生活のバランスがとれた生活を送るための総合的な支援として平成24年度から支所にも母子自立支援員を配置し、各区・支所における「ひとり親家庭等に対する自立に向けた相談の実施」、「母子家庭等自立支援センター事業」を実施するとともに、「養育費相談の実施」「自立支援給付金事業」、「児童扶養手当の支給」等により経済的支援を行いました。「養育費相談の実施」については、平成23年度から電話相談に加え、必要に応じて司法書士による面談を実施するとともに、同行支援を始めました。また、父子家庭に関する支援として「児童扶養手当」は平成22年8月から対象を父子家庭に拡大し、「ひとり親家庭等に対する自立に向けた相談の実施」では、平成26年10月に母子自立支援員を「母子・父子自立支援員」と改称し、対象を父子家庭にも拡大しました。